

# 国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐車整理料 に関する要領

平成 17 年 9 月 26 日  
制 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐車場管理運営要項(以下「管理運営要項」という。)第6条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)の湯島地区構内駐車場の駐車整理料等を定めるものとする。

(駐車料)

第2条 駐車整理料は、次のとおりとする。

(1)月極利用者

パスカード利用者

駐車許可を受けている者で、下表の利用区分による駐車整理料とする。

利用者の区分	駐車整理料	備考
1. 本学役職員、非常勤役職員、学生(特別の事由により許可された者に限る。)、大学構内の各種法人等の職員	月額 27,500円 日割額 916円	
2. 業者		

(注)①パスカード発行に際し、外部委託者の指示に従うこと。

②駐車整理料の支払いは、毎月25日までに翌月分を前納とする。なお、月末までに入金が確認されなければ翌月より利用不可となる。

③利用期間が1ヶ月に満たない場合は、日割額に当該日数を乗じて算出した額を支払うものとする。

④既納の駐車整理料は返還しない。

⑤パスカード利用者で退職等の理由により駐車場の利用を中止した場合は、速やかに外部委託者へパスカードを返還する。

⑥パスカード利用者が、パスカードを忘れて発券式駐車場を利用した場合は、当日にIDカード(身分証明書)その他駐車許可を受けていることを証するものを提示のうえ、駐車券に認証を受けたときは無料とする。

⑦身体の障害、病気等の事情のある本学役職員(非常勤を含む。)で、総務部人事労務課長が相当と認める理由がある者については、駐車整理料を免除する。この場合においては、総務部人事労務課長は、パスカード交付前に、別紙1「駐車整理料免除理由通知書」により施設部施設管理課長に通知しなければならない。

(2)一時利用者

イ. 外来患者、入・退院時患者(同付添人を含む。)

区分	料金	備考
利用開始～20分毎加算	100円	・利用開始～10分まで無料 ・24時間最大料金

		1,500円 ・診察券と駐車券を提示し、証印を受けること。
--	--	----------------------------------

ロ. 面会(見舞)者

区 分	料 金	備 考
利用開始～20分毎加算	200円	・利用開始～10分まで無料 ・24時間最大料金 3,000円

ハ. 障害者(同付添人を含む)

区 分	料 金	備 考
利用開始～12時間まで	無 料	障害者手帳と駐車券を提示し、駐車券に証印を受けること。
以降30分毎加算	100円	

二. 役職員、学生又は業者

区 分	料 金	備 考
利用開始～20分毎加算	200円	・利用開始～10分まで無料 ・24時間最大料金 3,000円

ホ. その他の者

区 分	料 金	備 考
利用開始～20分間毎加算	200円	・利用開始～10分まで無料 ・24時間最大料金 3,000円

(注)一時利用者のうち、緊急呼出等(オンコール等)で、駐車料の免除を受けようとする者は、別紙2「駐車料免除申請書」に必要事項を記入し、医学部又は歯学部附属病院守衛室又は防災センターでIDカード(身分証明書)又は運転免許証を提示のうえ駐車券に認証を受けなければならない。「駐車料免除申請書」は病院長及び所属科長の承認を経た後、施設部施設管理課施設管理係に提出するものとする。なお承認されない場合、利用者は駐車料金を駐車場整理業務外部委託者へ支払わなければならない。

(認証機の設置場所等)

第3条 認証機の設置場所等は次のとおりとする。

所定駐車場 エリア	利用場所	利用区分	設置場所	稼働時間帯
第一・第二駐 車場	医学部附属病院	・外来患者、入・退 院時患者(付添人 を含む。) ・面会(見舞)者	附属病院受付 窓口	平日8:30から 18:00まで
			患者相談窓口	平日8:30から 14:00まで

		・障害者（付添人を含む。）	附属病院防災センター	終日
	歯学部附属病院	・外来患者、入・退院時患者（付添人を含む。）	附属病院受付窓口	平日8:30から 17:15まで
		・面会（見舞）者 ・障害者（付添人を含む。）	附属病院防災センター	終日

#### 附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行し、正門・湯島門側駐車場については平成17年 11月1日以後の利用者から、御茶ノ水門側駐車場については平成17年10月1日以後の利用者から適用する。ただし、駐車許可及びパスカードに関する部分は、平成18年1月 1日から施行する。

#### 附 則（平成19年1月31日制定）

この要領は、平成19年1月31日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

#### 附 則（平成20年9月29日制定）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月6日制定）

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

#### 附 則（平成21年4月1日制定）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年11月6日制定）

この要領は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

#### 附 則（平成25年12月24日制定）

この要領は、平成25年12月24日から施行し、平成25年12月16日から適用する。

#### 附 則（平成26年2月3日制定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年5月21日制定）

この要領は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成27年8月14日制定）

この要領は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

#### 附 則（平成30年7月19日制定）

この要領は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和元年7月1日制定）

この要領は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和3年1月28日制定）

この要領は、令和3年1月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

年 月 日

施設部施設管理課長 殿  
(施設管理係)

総務部人事労務課長 ㊟

駐車整理料免除理由通知書

年 月 日付で本学湯島地区構内駐車場への駐車許可を申請した(氏名)については、下記理由により駐車整理料を免除することが相当と認めますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 該当条項	国立大学法人東京医科歯科大学湯島地区構内駐車整理料に関する要領 第2条第1号(注)㊟
2. 理由	(具体的に記載すること。)
3. 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (原則として、駐車許可申請書の申請期間と同一とすること。)

別紙 2

年 月 日  
受付番号 号

駐車料免除申請書

事務局長 殿

申請者

所属部局

職・氏名

印又はサイン

職員番号

(内線電話番号

)

下記により緊急呼出等（オンコール等）による駐車場一時利用の駐車料の免除を申請しますので承認願います。

記

駐車場利用期間 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

駐車券番号

緊急呼出等（オンコール等）の内容

承認者 ○○附属病院	
病 院 長	診療科長

防災センター

申請者→防災センター→附属病院→施設部施設管理課施設管理係